

中野市環境審議会の公開について（案）

- 1 環境審議会は、市民や報道機関に対し原則公開とします。ただし、以下のものは非公開とします。

中野市個人情報保護条例で定める個人情報を含む会議事項
会長が審議会に諮り非公開と認める会議事項

- 2 報道機関によるカメラ、ビデオカメラ等の撮影は、開会までの時間とします。

- 3 審議会の資料、会議録等は原則市公式ホームページに掲載します。ただし、以下のものは非掲載とします。

個人情報
非公開と認めた会議事項
会議録における発言した委員の氏名
公開することによって事業活動に支障をきたすおそれがあるもの

- 4 このほか、非公開または非掲載については、その都度の審議会において決定します。

（参考）

中野市個人情報保護条例（抜粋）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報を除く。